

1 議 案 名

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

2 提 案 理 由

労働安全衛生規則の一部が改正されたことに伴い、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

福利厚生課

1 改正の理由

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部が改正されたことに伴い、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任及び権限に関する事項について定める。

3 施行期日

令和6年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 福利厚生課</p>
<p>担当者名 圓藤早知子</p>	<p>電話番号 三一七八</p>
<p>制定理由 労働安全衛生規則の一部が改正されたことに伴い、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者に関し必要な事項を定める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任及び権限に関する事項について定めることとした。 二 この訓令は、令和六年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（化学物質管理者）

第八条の二 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する事務局各課、教育機関及び県立学校に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロに掲げる者に該当する職員のうちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。

3 化学物質管理者は、当該事務局各課、教育機関又は県立学校における省令第十二条の五第一項各号に規定する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理する。

（保護具着用管理責任者）

第八条の三 前条第一項に規定する事務局各課、教育機関及び県立学校に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員のうちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。

3 保護具着用管理責任者は、当該事務局各課、教育機関又は県立学校における省令第十二条の六第一項各号に掲げる事項を管理する。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（化学物質管理者）</p> <p>第八条の二 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する事務局各課、教育機関及び県立学校に化学物質管理者を置く。</p> <p>2 化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロに掲げる者に該当する職員のうちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。</p> <p>3 化学物質管理者は、当該事務局各課、教育機関又は県立学校における省令第十二条の五第一項各号に規定する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理する。</p> <p>（保護具着用管理責任者）</p> <p>第八条の三 前条第一項に規定する事務局各課、教育機関及び県立学校に保護具着用管理責任者を置く。</p> <p>2 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員のうちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。</p> <p>3 保護具着用管理責任者は、当該事務局各課、教育機関又は県立学校における省令第十二条の六第一項各号に掲げる事項を管理する。</p> <p>第九条～第三十五条（略）</p>	<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第九条～第三十五条（略）</p>